各 位

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展 示 委 員 会

# 第 54 回日本核医学会学術総会並びに 第 34 回日本核医学技術学会総会学術大会 併設展示会実施要項

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は第54回日本核医学会学術総会並びに第34回日本核医学技術学会総会学術大会併設展示会に出展応募いただき、誠にありがとうございます。

当展示会は下記の日程で開催致しますが、展示実施要項を次の通り定めましたので、展示会の円滑な運営をはかり充分な成果をあげるため、出展社各位のご協力をお願い申し上げます。

・メインテーマ: 核医学の未来を見つめる

~大阪から世界へのメッセージ

• 第 54 回日本核医学会学術総会

会 長:畑澤 順 (大阪大学大学院医学系研究科核医学講座)

会 場 : 大阪国際会議場

会期:平成26年11月6日(木)~8日(土)

・第 34 回日本核医学技術学会総会学術大会

大会長 :藤埜 浩一(大阪大学医学部付属病院 医療技術部 放射線部門)

会 場 : 大阪国際会議場

会期:平成26年11月6日(木)~8日(十)

・併設展示会

主 催:第54回日本核医学会学術総会並びに第34回日本核医学技術学

会総会

運 営 : 一般社団法人日本画像医療システム工業会

会 場 : 大阪国際会議場(3 階イベントホール)

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51

会 期 : 平成26年11月6日(木) 9時30分 開会式 ~ 17時

7日 金 9時 ~17時

8日(十) 9時~12時

## 1. 展示会の構成

参加社数	36 社(共同出展 2)		
	スペース渡し	50 m²× 3 小間	150 m²
	IJ	40 m²× 2 小間	80 m²
	IJ	20 m²× 1 小間	20 m²
小 間 数	基礎A小間	6 m²× 5 小間	30 m²
	基礎B小間	4 m²× 6 小間	24 m²
	基礎C小間	2 m²×19 小間	38 m²
	合 計		342 m²

#### 2. 会場使用時間

平成 26 年 11 月 4 日(火)	21 時~徹夜可(スペース小間のみ)
11月5日(水)	9 時 ~ 21 時
11月6日(木)	8時30分~17時30分
11月7日(金)	8時30分~17時30分
11月8日(土)	8時30分~21時

上記時間以後の作業については、残業料を使用各社で30分毎に20,000円、 複数社の場合は按分ご負担いただきます。

#### 3. 搬入出

#### 1)搬入出時間割

搬入	線引き、基礎工事	11月4日(火)	21 時	$\sim$	24 時
	スペース小間 装飾材、展示品	IJ	22 時	$\sim$	徹夜可
	装飾材、展示品	11月5日(水)	9 時	$\sim$	21 時
搬出	梱包材の搬入	11月8日(土)	12 時	$\sim$	13 時
	展示品	IJ	13 時	$\sim$	18 時
	装飾材	IJ	18 時	$\sim$	21 時

・搬入出時間の詳細は後日送付致しますが、計画作成のため『搬入出車両台数届』を10月10日(金)迄に提出して下さい。

#### 2) 搬入出方法

- ・会場は3階です。搬入出口(地下プラットホーム)で積み降ろし等を行ない エレベータ(W3985 $\times$ D3130 $\times$ H2700)での搬入出になります。
- ・搬入出車輛の高さ制限は3.7mです。
- ・搬入出費用は出展社の負担です。
- ・宅配便による輸送物の受取りは、必ず現地に担当者が待機し受領して下さい。 展示会場側、展示事務局とも一切代理受領しません。
- ・搬入出車輌は定められた時間まで展示会場の搬入出口へ入場し、指示に従って搬入出して下さい。

・搬入出車輌は必ず『搬入出許可証』を貼付し、指定時間内に搬入出をして下さい。

『搬入出許可証』のない車輌や指定時間外の車輌は入場できません。

・各出展社の詳細な搬入出経路及び時間等は後日搬入出計画を送付します。

#### 4. 小間内装飾作業及び展示注意事項

- 1) 共通事項
  - ・出展社の搬入出、設営要員、説明員はあらかじめ配布する「出展社バッジ」を着用して入場して下さい。「出展社バッジ」は小間サイズに応じた個数(1 ㎡に付き1個)を配布します。不足の場合は別途10月10日(月)迄に『出展社バッジ申込書』でお申込み下さい。
  - ・床荷重は1t/m²です。
  - ・会場の床面は、タイルカーペットのためアンカーボルトの使用は出来ません。 また、小間内装飾をされる出展社は、必ずブース内床養生を施してください。
  - ・会場の床面、壁、柱等を汚さないようご注意下さい。万一、建物、什器備品 を損傷した場合は当該の会社のご負担で修復していただきます。
  - ・装飾材のベニヤ板、布類、カーペット等は防炎処理済の表示のないものは使 用できません。
  - ・小間内装飾で巾 60cm を超える天井及び屋根は全面禁止とします。
  - ・装飾作業は自社小間内で行い通路に材料を放置しないようにして下さい。
  - ・装飾、展示品のため既設の避難誘導灯等がブラインドになる場合は展示事務 局へご連絡下さい。
  - ・小間からはみ出した装飾はできません。床面、側面、天井の規定ラインから 出ないようご注意下さい。
  - ・通路上に施設や標示などを設けないで下さい。
  - ・建物の床、壁や天井を利用しての装飾、発光(点滅)させる装飾はできません。
  - ・医療法など各種法律で禁じられている事項に抵触する行為は禁止します。
  - ・騒音や悪臭を出して人に迷惑を掛ける行為及び危険物(放射性物質を含む) の持込みや展示、放射線を発生させる実演は禁止します。
  - ・ナレーションを行う場合はマイクを使用しないで行って下さい。
  - ・カメラやビデオでの他社ブースの無断撮影は禁止です。
  - 携帯電話は他社ブースや周囲の人に迷惑を掛けない場所でご使用下さい。
  - ・自己装飾を行う出展社は施工業者名を明記した『装飾施工届』を 10 月 10 日 (金) 迄に提出して下さい。
- 2) 基礎装飾付小間(標準仕様)
  - ・システムパネルを使用し、社名、電気「 $1 \phi 100v$ 、2 口コンセント (500w)1個、蛍光灯 ( $40w \times 1$ )」と袖壁、床面カーペットが付きます。 間口、奥行の寸法は全て芯間寸法です。
  - ・パネルには釘、鋲等を打つことができません。

- ・パネル壁面及びポールにはポスター、A1 サイズまでの軽量写真パネル等を両面テープで貼付けたり、カッティングシートを貼付けることはできますが、 撤去時に必ず出展社側で原状回復を行って下さい。
- ・パネル壁面及びポールへのスポットライト等の取付けはクリップ式を使用して下さい。ビス、ネジ等による取付けはできません。
- ・パネル壁面及びパネル自体の加工、切断等はできません。
- ・パネル壁面及びポールの材質、強度上の問題で直接出展品、装飾物等のもた せかけや、支柱等を外すことはできません。
- ・各小間とも1面を開放して下さい。
- ・出展品、装飾物の高さは全て 2.7m 迄とします。
  - ・角小間でご希望があれば袖壁を取り付ける (無料) ことができます。 10月10日(金) 迄に『装飾施工届』にて申込み下さい。
  - ・2 小間以上の場合はパラペット補強のため小間の前面隅以外にも柱を建てますが(2 小間の場合は前面中央に 1 本設置)、展示の邪魔になる場合はパラペットを外し出展社が装飾することができます。10 月 10 日(金) 迄に『装飾施工届』にて申込み下さい。

なお、この場合はパラペットとともに社名板も取り付けません。またパラペット取り外し後の装飾は出展社のご負担にて施工して下さい。

会場での申込みは作業員が在中していませんのでお受けできません。

・袖壁は A、B 小間共に 0.99m (小間寸法は約 2.0m) を取付けますが、特例として隣接小間との話合いの上、了解が得られれば袖壁の奥行を A・B 小間共に 1.98m とし、隣接壁面を閉じることができます(有料)ので、『装飾施工届』 により申込み下さい。

なお、袖壁のない所に受付やパネルなどを配置する場合も、隣接小間の責任 者と打合せをし、必ず了解をとって下さい。隣接小間と話合いがつかない場 合は、袖壁、受付等を設けることはできません。

基礎装飾施工業者は次の通りです。

#### (株) 工芸社

住 所 〒113 - 0033 東京都文京区本郷 6 - 17 - 5

電 話 03 - 5684 - 7334 FAX 03 - 5684 - 7339

担当者 福中 義行、根岸 徹

E-mail: fukunaka@kogeisha.co.jp

#### 3) スペース小間

- ・他社と隣接している壁面は隣接小間と必ず話し合いし設置して下さい。 隣接壁の高低差がある場合は、壁の高い方のブースが隣接ブースと話し合い、 適宜処理して下さい。
- ・通路側の全面閉鎖はできません(避難通路を必ず確保して下さい)
- ・出展品、装飾物の高さは3.0m迄とします。
- ・小間内設置図面(平面、立面、鳥瞰図)各2部を10月10日(金)迄に

提出して下さい。

#### 5. 電 気

- ・展示場の一般照明は既設天井灯を点灯します。
- ・展示実演及び小間内照明用に使用する電気は 10 月 10 日 (金) 迄に『電気供 給関係申込書』にて申込み下さい。
- ・各小間へは『電気供給関係申込書』により電気幹線工事を行います。この幹線 工事費(各小間の開閉器まで)及び期間中(搬入出、展示)の電気使用料は 出展社のご負担となります。展示会終了後に使用量によりご請求致します。
- ・会場の既設電源設備容量で不足する場合は増設しますが、この費用について も前項同様に出展社にてご負担して戴きます。
- ・基礎装飾付小間には1小間につき  $1\phi$  100V 、2 ロコンセント(500w)を小間内の後部壁面左側、または右側の床上1 m位の所に1 社1  $\tau$  所設置します。
- ・不要または取付け位置の変更、容量増設、コンセント増設、あるいは  $1 \phi 200$  V、または  $3 \phi 200$ V 使用の場合は 10 月 10 日 (金) 迄に『電気供給関係申込書』にて申込み下さい。供給電力は 60Hz :  $1 \phi 100$ V、 $1 \phi 200$ V、 $3 \phi 200$ V の 3 種類です。
- 電気送電開始日時及び停止日時

通電開始	11月5日(水)	10 時(予定)
展示期間中	11月6日(木)	8時30分~17時30分
	11月7日(金)	8時30分~17時30分
	11月8日(土)	8時30分~12時30分

- ・通電開始前または送電停止後の据付および解体等で臨時電源の供給を必要と される場合は、10月10日(金)迄に『電気供給関係申込書』に使用量と必要 日時を記入し申込み下さい。
- ・電源事故、停電、電圧降下等の電源異常による展示品の損傷については補償 致しませんので適宜保護対策を行って下さい。
- ・電気工事施工業者は次の通りです。

飯田電機工業(株)イベント事業本部

住 所 〒136 - 0082 東京都江東区新木場 1 - 8 - 21

電 話 03 - 3521 - 3522 FAX 03 - 3521 - 3524

担当者 中村 郁之介 藤原 昌行

#### 6. 出展品

・薬事法未承認品の展示は原則として禁止されていますが、特に出展の希望があれば別添資料参照のうえ、10月10日(金) 迄に申請して下さい。但しカタログ、パンフレットの配布など、未承認品の宣伝行為は一切できません。

#### (詳細は添付別紙を参照下さい)

・出展品を当工業会のホームページに掲載致しますので、10月10日(金) 迄に 出展品目を和文、英文で『出品物リスト』に記載し提出して下さい。 ・出展品用梱包材の保管場所はありません。各社の責任でお持ち帰り下さい。

#### 7. 備品の貸出(有料)

・有料の会議机、椅子の貸出を希望される場合は 10 月 10 日 (金) 迄に『備品 借用申込書』により申込み下さい。

レンタル料	長机 450×1800	1台	3,500 円 (税別)
	長机 600×1800	1台	3,500円(税別)
	折りたたみ椅子	1脚	600 円(税別)
	長机用白布	1式	1,500円(税別)

レンタル品の納品、請求並びに支払は直接(株)工芸社が行います。

#### 8. 駐車場及び臨時待機場

- ・搬入出車輌が待機する待機駐車場等は、搬入計画でお知らせします。
- ・『搬入出許可証』を車輌のフロントに提示して下さい。 『搬入出許可証』は後日搬入出計画を送付する際に同封致します。

#### 9. 臨時電話

- 各出展社各小間への臨時電話の取扱いは行いませんのでご注意下さい。
- ・会場内展示事務局は、携帯電話 080-6500-1580 です。 電話ロへの呼出しはできません。メモによる伝言のみとなます。

#### 10. 禁煙

作業中並びに展示期間中は、指定された場所以外は全て禁煙です。

#### 11. 清掃

- ・装飾作業、搬入出作業時の生じたゴミや残材は各社でお持ち帰り下さい。
- ・展示期間中に生じた少量のゴミは会場内の常設ゴミ箱に捨てて下さい。
- ・小間内の清掃は各出展社で行って下さい。
- ・会期前の会場内清掃は11月5日(水)18時から行いますのでご協力下さい。

#### 12. その他注意事項

- ・各種作業の際には、各出展社で労働基準法、労働安全衛生法に基づく労務管 理を行ってください。
- ・展示主催者、運営者は善良な管理者としての注意を払い、会場全般の管理保 全にあたります。ただし、天災その他不可抗力による事故に対しては、その 責を負いません。その場合、出展社は展示品の保護などにあたってください。
- ・出展社は、設営時、会期中、撤収時に、展示品、装飾構造物などに対して万全の管理を行い事故防止に注意をはらってください。また、展示品などの盗難・紛失、その他災害に備え、各社において保険をかけるなどの対策をお願いします。

- ・出展社の輸送、搬入、展示、搬出、保険費用など、出展にかかる経費は、すべて出展社の負担となります。
- ・展示主催者・運営者は、いかなる理由においても、出展社及びその雇用者・ 関係者が展示スペースを使用することによって生じた人及び物に対する傷 害・損害などに対し、一切の責任を負いません。出展社は、その従業員・関 係者・代理店・装飾会社・運送会社などの不注意などによって生じた展示会 場内及びその周辺の建築物・設備にたいするすべての損害について、損害額 の全額を賠償するものとします。
- ・放射性医薬品、危険物品(油類、火薬、劇薬等)、裸火(プロパンガス、ヒーター等)可燃性高圧ガスの持込み(含装飾作業)及び展示は禁止します。
- ・展示期間中は自社の小間を留守にしないで下さい。 やむを得ない場合は隣接小間に依頼するなど適当な対策をとって下さい。
- ・閉場退出時には展示品の養生、火元の確認、電源 OFF 等に注意下さい。 特に PC の電源 OFF にご注意下さい。

#### 13. 提出書類

書類	様式	提出日	備考
装飾施工届	要項に添付しています	10月10日(金)	
電気供給関係申込書	同上	1日	
出展社バッジ申込書	同上	1日	
搬入出車両台数届	同上	1日	
備品借用申込書	同上	1日	
出品物リスト	様式8(同上)	1日	
未承認品出展申請書	様式11 ( 同上 )	同 上	
スペース小間内図面	平面、立面、鳥瞰図各2部	同上	

#### 14. 展示会に関する問い合わせ並びに各書類提出先

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展示事務局

住 所 〒112-004 東京都文京区後楽 2-2-23 住友不動産飯田橋ビル 2 号階 6 階

電 話 03 - 3816 - 3450 Fax 03 - 3818 - 8920

担当者 徳川 充朗、 石原 祐子

E-Mail: 展示事務局 exhibit@jira-net.or.jp

# 第 54 回日本核医学会学術総会並びに 第 34 回日本核医学技術学会総会学術大会併設展示会 実施要項タイムスケジュール抜粋

## 開会式

平成 26 年 11 月 6 日 (木)	9時30分~
----------------------	--------

## 展示時間

平成 26 年 11 月 6 日 (木)	開会式終了後 ~ 17 時 00 分
11月 7日(金)	9時00分~17時00分
11月 8日(土)	9時00分~12時00分

## 会場使用時間

平成 26 年 11 月 4 日 (火)	21 時 00 分 ~ 徹夜可
11月 6日(水)	9時00分~21時00分
11月 7日(木)	8時30分~17時30分
11月 8日(金)	8時30分~17時30分
11月 9日(土)	8時30分~21時00分

## 搬入出時間割

搬	入	線引き、基礎工事	11月	4 日 (火)	21 時 ~	24 時
		スペース小間 装飾材、展示品		JJ	22 時 ~	~ 徹夜可
		装飾材、展示品	11月	5 目 (水)	9時 ~	~ 21 時
搬	出	梱包材の搬入	11月	8 目 (土)	12 時 ~	~ 13 時
		展示品		JJ	13 時 ~	~ 18 時
		装飾材		IJ	18 時 ~	~ 21 時

# 供給電源通電開始日時及び送電停止日時

通電開始	11月 5日(水)	10 時(予定)
展示期間中	11月 6日(木)	8時30分~17時30分
	11月 7日(金)	8時30分~17時30分
	11月 8日(土)	8時30分~12時30分

# (別紙)薬事法未承認品の出展について

出 展 社 各 位

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展 示 委 員 会

# 薬事法未承認品の出展について

掲題の件、厚生労働省のご指導により、学術振興に寄与すると認められた場合に限り、下記各項を遵守して出展できることとなりました。

尚、違反事項があった場合は、展示委員会にて出展をお断りすることもありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 出展希望社は学会長等に対し出展申請し、申請により学会長等は学術振興に寄与すると認めた場合に限り出展要請をされることになっています。
- 2 具体的方法として出展希望社は、添付 様式 11「出展申請書」1 部及び様式 12「出展要請書」 1 部 (輸入品は2部\*) 作成し、展示要項記載の期日までに展示委員会事務局へ提出して下 さい。(※通関のために1 部必要です。)

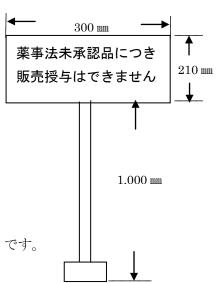
事務局から一括して学会長等宛出展申請し、「出展要請書」は入手次第各社へお送りします。 展示期間中は要請があれば開示してください。

「出展申請書」「出展要請書」は添付したヒナ型のとおり A 4 版にて作成して下さい。 尚、「出展申請書」の「別添資料」は、記入例を添付しましたので参考にして下さい。 また申請出展社の代表者名は、<u>会社の代表者</u>です。

- 3 出展に際しては次の各項を遵守して下さい。
  - (1) 出展物の近くにその出展物が薬事法未承認品であり、販売、 授与ができないことがはっきりわかるよう表示する必要が あります。

表示板は統一のため展示委員会で作成したものをお買い求め 頂きます。原則として右図に示すサイズとしますが、極く小 型器具の卓上展示用 (150 mm×105 mm) とパネル・中型機器用 (210 mm×150 mm) の計 3 種類です。(表示板にスタンドは付属 しません)

申込書は様式 14 です。価格はいずれも 1 枚 540 円 (税込み) です。 表示板は未承認出品物 1 点毎に必要です。



(2) 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたものとし、広告的表現は避け学術的表現に限る。

臨床写真のみの展示についても同様とする。(パネルによる説明文にもご注意下さい) 例えば、以下のものが考えられる。

- 1) 当該学会で発表される研究データ。
- 2) 海外の薬事法に相当する法に基づいた申請で評価されたデータ。
- 3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、一般財団法人日本品質保証機構等公的機関により行われた学術的データ。(大学等から提供されたデータを含む)
- 4) 論文審査機関のある学術関係専門紙に論文として掲載された研究データ。 この場合はデータの出所を明らかにするため当該雑誌名を明記する。
- (3) 関連資料等の配布は行わないこと。

但し、医師等の求めに応じて研究発表論文別冊等、すでに評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。

- (4) 学術研究の向上、発展を目的とする限り、予定される販売名を標ぼうしても差し支えない。 但し、販売名を標ぼうしたプリペイドカードや景品の配布等、学術研究の向上、発展と直 接関係のない場合は認められない。
- (5) 展示にあたっての注意事項

未承認品について既承認品と同様なPRを行うことは、薬事法第68条に抵触するので禁止する。

例えば次に示すような行為

- 1) マイク、テープレコーダなど拡声器 (スピーカ) を用いて未承認品を紹介する行為。
- 2) 学会で発表または報告された以外のVTRなどを使用して紹介する行為。
- 3) 特殊照明などを用いて既承認品より目立つような展示の方法。
- 4) パネルの表現は技術的な内容に限る。(特長等の表現は不可)
- 5) 上記に準ずる行為。
- (6) 展示終了後は、販売、授与せず、廃棄、返送等の措置をとること。 但し、一定の手続きを行った上での治験での使用等、承認品申請目的への転用、承認取得 を近々予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りでない。
- 4 申請書提出後、出展を取り止めまたは承認が降りた場合は、必ず「薬事法未承認品出展申請 取下げ届」用紙により、**必ず展示会開催前に事務局へ届け出て下さい**。

以上

#### 「出展申請書」「出展要請書」提出先(郵送にて提出願います)

〒112-0004 東京都文京区後楽 2-2-23 住友不動産飯田橋ビル 2 号館 6F 一般社団法人日本画像医療システム工業会 展示委員会 事務局 宛 電話(03)3816-3450 FAX.(03)3818-8920 出 展 社 各 位

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展 示 委 員 会

# 薬事法未承認品の出展について(細則)

薬事法では未承認品に関する広告宣伝行為を禁止しています。 展示も広告宣伝に該当しますので、未承認品の展示はできないのが規則ですが、医学・学術研究の向上進歩や開発の促進を目的とするとき、業界自主運用基準「未承認医療用具等に関するガイドライン細則」に基づき、定められた手続きを経た場合、一定の条件の元でのみ特に出品が許可されております。

このガイドライン細則に定められている、主な条件は次のような事項です。

- 1 展示会の種類:関係分野の専門家を対象とし、学術研究の向上発展を目的とするもの
- 2 主 催 者:関係分野の科学者により構成され、学術研究の向上・発展を図ることを目的 とする公的学会等が主催するものであること
- 3 展 示 方 法:
  - ① 未承認品であり、販売・授与できない旨を明示すること (表示方法は統一を図ることと されています)
  - ② 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ 等事実に基づいたもの以外は行わないこと

(広告的表現は避け学術的表現に限ることとされています)

- ③ 関連資料等の配布は原則として行わないこと。但し、医師等の求めに応じて研究発表論文等、既に評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。
  - (カタログ類は広告宣伝に該当しますので配布できません)
- ④ 学術研究の向上・発展を目的とする限り、予定されている販売名を標ぼうしても差し支 えない。 (販売名を記載したプリペイドカード・景品等の配布は禁止されています)
- ⑤ 未承認品について既承認品と同様な広告は行わないこと。 (マイク、スピーカ等を用いた製品紹介、学会で発表・報告された以外の事柄に関する視聴覚機器による紹介、既承認品より目立つような展示の方法等は行ってはならないことになっています)
- 尚、一部変更の場合も未承認品の対象になりますのでご注意下さい。

違反行為により問題化しますと、展示責任者である学会長・展示受託責任者である当工業会はも とより、全出展社にとっても大変不都合な結果を招きます。

お互いルールを守り展示会の発展にご協力下さい。